

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 土地区画整理組合の設立認可……………
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案……………
- ………（環境局総務部環境政策課）…
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………（同）…
- 准看護師試験の実施……………
- ………（福祉保健局医療政策部医療人材課）…
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
- 港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………
- 警備員等の検定の実施（三件）……………
- 警備員指導教育責任者講習の実施（二件）……………
- 技能検定員審査の実施……………

公告

- 土地区画整理事業の換地処分……………
 - ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
 - 東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……………
 - ………（福祉保健局健康安全部健康安全課）…
- 正 誤
- 平成二十九年九月二十九日付東京都下水道局管理規程第二十二号……………
- 告示
- 東京都告示第五百五十九号
- 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 平成二十九年十月六日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 被処分者
 - （一） 商号 都民環境開発株式会社
 - （二） 代表者氏名 代表取締役 畑山 淳
 - （三） 主たる事務 新宿区新宿二丁目四番一号 所の所在地
 - （四） 免許証番号 東京都知事(2)第九〇六六四号
 - （五） 免許年月日 平成二十六年六月二十六日
 - 二 処分年月日 平成二十九年九月二十一日
 - 三 処分内容 免許の取消し
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第七号
- 東京都告示第五百六十号
- 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定に基づき小平市小川四番土地区画整理組合

- の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。
- 平成二十九年十月六日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 組合の名称 小平市小川四番土地区画整理組合
 - 二 事業施行期間 平成二十九年十月六日から平成三十四年三月三十一日まで
 - 三 施行地区 小平市小川町一丁目の一部
 - 四 事務所の所在地 小平市小川町一丁目二千二百九十番地一
 - 五 設立認可の年月日 平成二十九年十月六日
 - 六 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
 - 七 公告の方法 事務所及び小平市役所の掲示場に掲示する。
- 東京都告示第五百六十一号
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
- 平成二十九年十月六日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

品川区大井一丁目三千六百十九番一、平成二十九年九月
同番三十二及び三千六百二十一番四 月二十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千五百六十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)芝浦一丁目
建替計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」
という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条
第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、
同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

港区 海岸一丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、浜松
町一丁目、浜松町二丁目、芝大門一丁目、芝
大門二丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、
芝公園四丁目、芝一丁目、芝二丁目、芝三丁
目、芝四丁目、芝五丁目、芝浦一丁目、芝浦
二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、港南一丁
目、港南二丁目、港南五丁目、高輪三丁目及
び高輪四丁目の区域

品川区

北品川五丁目、北品川六丁目、東五反田二丁
目、大崎一丁目、大崎二丁目及び大崎三丁目
の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

N R E G 東芝不動産株式会社

代表取締役 吉田 祐康

港区芝浦一丁目一番一号

野村不動産株式会社

代表取締役 宮嶋 誠一

新宿区西新宿一丁目二十六番二号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 富田 哲郎

渋谷区代々木二丁目二番二号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)芝浦一丁目建替計画

高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

四 対象事業の内容の概略

対象となる事業は、港区芝浦一丁目の約四・七ヘクタ
ールの区域における事務所、商業施設、ホテル、住宅及
び駐車場等の新築事業である。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壤汚
染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自
然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスにつ
いて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十九年十月六日から同年十一月六日まで。た
だし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律
(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を
除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁
舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名
称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務
所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十九年十一月二十日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八
番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論
対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(9)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、I期が0.055ppm、II期が0.052ppmであり、I期及びII期ともに環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が9.7%、II期が7.7%である。I期が28.6%、II期が24.2%である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、I期及びII期ともに0.044～0.048ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期及びII期ともに0.1%未満～1.1%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.044～0.048ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満～0.6%である。</p> <p>【駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.04512ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.04550ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を満たす。熱源施設の稼働に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル (L_{10}) は、計画地敷地境界付近や芝浦運河東岸の境界においてI期では最大77dB、II期解体では最大82dB、II期建設では最大77dBであり、評価の指標とした報告基準値 (80dBもしくは85dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル (L_{10}) は、計画地敷地境界においてI期では最大67dB、II期解体では最大58dB、II期建設では最大62dBであり、評価の指標とした報告基準値 (70dBもしくは75dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L_{10}) は、I期及びII期建設ともに昼間70dB以下)を上回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L_{10}) は、I期及びII期建設ともに昼間63～75dBであり、評価の指標とした規制基準値 (昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB)を下回る。</p> <p>【工事の実施にあたっては、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。なお、環境基準を上回るNo.1及びNo.2地点については、現況において上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加は、1dB未満である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、I期及びII期建設ともに昼間1dB未満～8dB、夜間1dB未満～4dBである。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音】</p> <p>関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{eq})は、昼間63～75dB、夜間59～71dBであり、No.1及びNo.2地点の昼間及び夜間、No.5及びNo.8地点の夜間は、評価の指標とした環境基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)を上回る。また、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間及び夜間ともに1dB未満～3dBである。</p> <p>本事業の実施にあたっては、関連車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事務所利用者や商業施設利用者等には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかけるとともに、商業施設等への新品物を集約して搬入する等、荷捌き車両台数の削減に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。</p> <p>なお、環境基準を上回るNo.1及びNo.2地点における昼間及び夜間、No.5及びNo.8地点における夜間については、現況において上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間、夜間ともに1dB未満である。</p>
3. 水質汚濁	<p>【芝浦運河内の工事に伴う水質(浮遊物質量)への影響の程度】</p> <p>テラス等を設置するにあたり、鋼管杭を芝浦運河内に打ち込む際、濁り(浮遊物質量)の発生が予想される。しかしながら、施工区域周辺には、汚濁防止膜を設置することにより濁りの拡散を防止するとともに、濁りの観測を継続的に実施することにより十分な監視を行う。また、本工事による濁りが施工区域周辺において確認された場合には、速やかに対処する計画であることから、施工区域周辺における芝浦運河内の水質(浮遊物質量)への影響は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「芝浦運河内における施工区域周辺への水質(浮遊物質量)に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p>
4. 土壌汚染	<p>【汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】</p> <p>計画地は、過去において特定有害物質が取り扱われた可能性があることが確認されている。このことから、今後、「土壌汚染対策法」第4条及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)第117条に基づき土壌汚染状況調査を行い、適切な土壌汚染対策を実施する計画であり、掘削工事により汚染土壌が計画地周辺へ拡散することはないと予測する。以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものと考える。</p>
工事後	工事後

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 地盤	<p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>本事業では、掘削部周辺に遮水性が高く堅固な山留壁を、透水性が低く、十分な根入れ深さである難透水層まで構築する計画である。また、地下躯体を上部から下部へ順次構築し、構築後の躯体で山留壁を支えながら順次掘削していき、逆打工法を採用する計画である。さらに、高層構について、硬質な東京薬層または上総層群への着床及びび杭の併用により支持させる計画である。低層構については、十分な支持が確保できるよう地盤改良もしくは杭を設ける計画である。</p> <p>これらにより、地形の変形の抑制を図ることから、山留壁の変形は最小限に抑えられ、掘削区域周辺における掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下または地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p>
工事後	工事後
5. 地盤	<p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>掘削工事中の地下水の出水については、ドレーン方式による掘削底面以下の上総層の地下水を揚水して減圧し、揚水量は必要最小限とする計画である。さらに、本事業では、掘削部周辺に遮水性が高く堅固な山留壁を、透水性の低い難透水層まで構築する計画である。これらにより、地下水位の低下の抑制を図ることから、地下水位の低下に起因する地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと予測する。</p> <p>また、改変を加える地層にある帯水層は、計画地及びその周辺に広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁の設置範囲を最小限にすることにより、帯水層の分布範囲と比較して狭くどどまり、地下水は、山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、これらによる地下水の流況に起因する地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下または地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p>
工事後	<p>【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>改変を加える地層にある帯水層は、計画地及びその周辺に広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁及び地下構造物の設置範囲を最小限にすることにより、帯水層の分布範囲と比較して狭くどどまり、地下水は、山留壁及び地下構造物の周囲を迂回して流れると考えられ、これらによる地下水の流況に起因する地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと予測する。なお、本事業では、工事後において、地下水の揚水は行わない。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下または地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論	
項目	
6. 水循環	<p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 掘削工事中の地下水の水位については、デイナーフェル工法により、掘削底面以下の上総層の地下水を揚水して減圧し、揚水量は必要最小限とする計画である。さらに、本事業では、掘削部周辺に透水性が高く堅固な山留壁を、透水性の低い難透水層まで構築する計画である。これらにより、地下水位の低下の抑制を図ることから、地下水の水位の変化は小さいものと予測する。 また、改変を加える地層にある帯水層は、計画地及びその周辺に広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁の設置範囲を最小限にすることにより、帯水層の分布範囲と比較して狭くとなり、地下水は、山留壁及び地下構造物の周囲を迂回して流れることから、地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p> <p>【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業では、改変を加える地層にある山留壁及び地下構造物の設置範囲を最小限にすることにより、帯水層の分布範囲と比較して狭くとなり、地下水は、山留壁及び地下構造物の周囲を迂回して流れることから、地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p> <p>【土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度】 本事業では、可能な範囲で浸透性舗装・浸透ます等の浸透施設を設けるとともに、新たに雨水貯留槽を設置することにより、必要な雨水流出抑制対策量を確保する計画である。 雨水の地下への浸透が期待できる範囲は、高層棟地下躯体部分や低層棟部分等の範囲以外の範囲である。なお、現時点では、浸透施設及び雨水貯留槽それぞれが負担する量は未定であるが、本事業で必要な流出抑制対策量は、全てを雨水貯留槽のみで確保することもできる。詳細については、今後検討する計画である。 これらの対策を講じることにより、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度は小さいものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「土地の改変に伴う表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論	
項目	
7. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 計画建築物により、日影規制区域に生じる日影は、2.5時間未満と予測され、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制(2.5時間)を満足する。 計画地周辺への日影の影響を低減するために、2棟の高層棟を南北に配置することともに、東西面を立体的に壁面後退させる形状等とすることにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地北側70m程度の限られた範囲であり、日影の影響は小さいものと考えられる。</p>
8. 電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害及び反射障害が、衛星放送は遮へい障害が生じると予測する。 計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられる。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足するものと考えられる。</p>
9. 風環境	<p>【平均風速、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。 計画建築物建設後(対策前)は、一部において領域C(中高層市街地相当)が新たに生じるが、適切な防風対策を実施することにより、建設後(対策後)は、この新たに領域C(中高層市街地相当)になった地点は、全て領域B(低中層市街地相当)になると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地周辺における風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結果
10. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、公園等、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、運河、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、公園等、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測する。</p> <p>また、計画地内に緑化を施した大規模なオーゾンスペースを整備するとともに、分散していた公園を古川沿いに集約し、周辺のオーゾンスペースと連続した空間を整備することにより、旧芝離宮恩賜庭園からの緑のつながりが形成され、さらに、運河沿いに連続するオーゾンスペースを緑化とともに整備することにより、魅力ある新たな親水空間が形成されると考える。計画建築物は、周辺の中高層建築物とのスケール感の調和をとることにより、この地域の中高層建築物群と相まって、風格のある都市景観が創出されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「水と緑のネットワークを強化し、運河沿いの散策路において魅力的で連続性のある景観を形成する」及び「都心部を中心とする風格のある景観の形成を進める」を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、近景域では、芝浦運河や古川沿いに緑が連続する魅力的な親水空間が創出されるとともに、周辺の中高層建築物や竹芝地区開発計画と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「水と緑のネットワークを強化し、運河沿いの散策路において魅力的で連続性のある景観を形成する」及び「都心部を中心とする風格のある景観の形成を進める」を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は7.4～21.2%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して4.6～13.1%増加するが、高木や地被植物を交えた緑地、低層部の壁面緑化、線路際の緑化壁等を施すことにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考えられる。</p>
11. 自然との触れ合い活動の場	<p>【自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】</p> <p>本事業の実施により、新浜公園や芝浦運河沿緑地の一部が改変されるが、分散していた新浜公園は、古川沿いに集約し、周辺のオーゾンスペースと連続したまとまりのある空間としての公園を整備する計画である。また、計画地東側の運河沿いには、緑や水を感じられる親水性の高い空間を創出する計画である。さらに、計画地西側には緑化を施した大規模なオーゾンスペースを設けることにより、旧芝離宮恩賜庭園の緑から計画地西側のオーゾンスペース、古川沿いの新浜公園等のオーゾンスペース、運河沿いの緑へと連続する緑と水の魅力をいかしたにきわむの場が形成され、活用できると予測する。</p> <p>以上のことから、緑と水の魅力をいかしたにきわむの場が創出されるものと考えられる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結果
12. 廃棄物	<p>【解体工事に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】</p> <p>既存建築物等の撤去に伴う廃棄物の排出量は、コンクリート塊約155,815m³、鉄骨・鉄骨・鉄筋 約27,740t、内装材(ボード他) 約18,766m³、内装材(木くず) 約3,40m³、外装ガラス約694m³、耐火被覆材約5,388m³、アスファルト塊約1,000m³、伐採樹木約11,000tと予測する。これらのうち再資源化量は、コンクリート塊約154,257m³、鉄骨・鉄筋 約27,185t、内装材(ボード他) 約18,389m³、内装材(木くず) 約3,373m³、外装ガラス約680m³、耐火被覆材約5,280m³、アスファルト塊約990m³、伐採樹木約10,780tと予測する。再資源化が困難な場合は、運搬・処分等の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて排出及び再資源化の促進を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、で、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値は達成するものと考えられる。</p> <p>【建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】</p> <p>掘削工事に伴う建設発生土の排出量は約482,000m³、このうち有効利用量は約424,160m³と予測する。建設発生土は、場内利用が困難な場合は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認したうえで場外搬出し、有効利用する計画である。その他の建設発生土は、法令に基づき、適正に処理・処分する。「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、で、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値は達成するものと考えられる。</p> <p>【計画建築物の建設に伴い発生する建設汚泥(建設汚泥以外)の排出量は約16,897t、このうち再資源化量は約16,160tと予測する。再資源化が困難な場合は、運搬・処分等の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。これらの建設廃棄物(建設汚泥以外)は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再資源化の促進及び不要材の減量を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、で、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値は達成するものと考えられる。</p> <p>【計画建築物の建設に伴い発生する建設汚泥の排出量は約64,091m³、このうち再資源化量は約61,527m³と予測する。建設汚泥は、脱水等を行って減量化し、可能な限り再資源化する計画である。再資源化が困難な場合は、運搬・処分等の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、で、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値は達成するものと考えられる。</p> <p>【施設の供用に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分の方法】</p> <p>施設の供用に伴い発生する廃棄物の排出量は約28,856t/日、このうち再資源化量は約12,120t/日と予測する。発生した廃棄物は分別回収を行い、廃棄物処理業の許可を得た業者に委託して、再資源化及び処理・処分を行う計画である。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令を遵守し、廃棄物を適正に分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、で、「みなとクラウンプラザ21(第2次)港区一般廃棄物処理基本計画」中間年度改訂版」の目標値は達成するものと考えられる。</p> <p>なお、施設の供用にあたっては、居住者や施設関係者等への啓発活動を行うことにより、排出量を抑制するよう努める。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
13. 温室効果ガス	<p>工事の完了後</p> <p>【施設の供用に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】</p> <p>計画建築物からの二酸化炭素排出量は、約35,227t-CO₂/年であり、基準建築物と比べた二酸化炭素排出量の削減量は、約13,315t-CO₂/年となり、基準建築物と比べた削減率は、27.4%と予測する。</p> <p>本事業では、建設的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努める。以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に示される「事業者の責務等」を遵守するものと考えらる。</p>

●東京都告示第千五百六十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十八条の規定に基づき、（仮称）虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

- 港区
- 虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、芝公園三丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、麻布台一丁目、麻布台三丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目、麻布十番一丁目、南麻布五丁目、西麻布三丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目及び西新橋三丁目の区域
- 千代田区
- 霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目、永田町二丁目、内幸町一丁目、内幸町二丁目及び日比谷公園の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発準備組合
 理事長 早津 功

港区虎ノ門三丁目八番十九号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区虎ノ門一・二丁目内の計画地約一万四千七百五十平方メートル内に、事務所、ホテル、店舗、集会場、住宅及び駐車場等を含む高層建築物等を建設する計画である。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十九年十月六日から同年十一月六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十九年十一月二十日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業・高層建築物の新築を実施することから、同条例第9条の規定に採わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価等を行った。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結果
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.084ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を上回る。建設機械の稼働に伴う奇与率は61.8%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.060mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う奇与率は23.0%である。 工事の施行にあたっては、建設機械による奇与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けたい作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。また、建設機械は定期的な整備点検を行い、故障や異常の早期発見を行うとともに、不必要な空ぶかしや急発進等の禁止を徹底させる。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.041～0.042ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。工事用車両の走行による奇与率は0.09～1.42%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.050mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による奇与率は0.01%未満～0.05%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.041～0.042ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。関連車両の走行による奇与率は0.05%～0.37%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.050mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による奇与率は0.01%未満である。</p> <p>【地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.043ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。地下駐車場の供用に伴う奇与率は1.36%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.049mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の供用に伴う奇与率は0.05%である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.060ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満足する。熱源施設の稼働に伴う奇与率は37.9%である。 熱源施設については、整備・点検に努めるとともに、今後詳細を検討する中でより環境への影響を低減するよう設備の諸元等の検討を行う。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結果
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、解体工事の実施時(工事着手後9ヶ月目)で最大70dB、本体工事の実施時(工事着手後22ヶ月目)で最大71dBであり、勧告基準値(80dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、西側敷地境界付近において、最大65dBであり、勧告基準値(70dB)を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、No.1～5地点において昼間61～65dBであり、環境基準値(昼間65dB)を満足する。 なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB以下である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、No.1～5地点において昼間38～43dB、夜間25～35dBであり、規制基準値(昼間65dB、夜間60dB)を下回る。 なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間最大8dB、夜間最大1dB未満である。</p>
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物により日影が生じると予測される範囲は、計画地境界から北西側約1,900mの元赤坂二丁目より北側約430mの最々三丁目を過ぎて、北東側約1,900mの丸の内二丁目に及ぶ範囲と予測するが、日影規制指定区域である日比谷公園には、日影規制である5時間又は3時間以上の日影は及ばない。 また、計画地周辺地域、特に西側に存在する虎の門病院への日影の影響を低減するため、計画建築物は計画地西側敷地境界から極力セットバックする計画とした。 これにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、おおむね計画地北側の限られた範囲となり、日影の影響を低減していると考ええる。</p> <p>【計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、計画地南西側において、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が生じると予測する。また、計画地北東側及び北北東側において、衛星放送の遮へい障害が生じると予測する。 しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリングなどの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考えられる。 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起ささないこと」を満足するものと考えられる。</p>
4. 電波障害	<p>【平均風向・平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により新たに領域C(中高層市街地相当)となる地点が4地点生じると予測されるが、防風植栽による防風対策を講じたことにより、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、建設前とほぼ同様の領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)に相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>
5. 風環境	<p>工事の完了後</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から超高層の建物が混在する地域となっている。計画地には埋蔵文化財が存在する可能性が高いことから、「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき調査・確認調査を行うとともに、文化財保護法に基づき、あらかじめ埋蔵文化財発掘届を提出し、東京都教育委員会、港区教育委員会との協議に基づき適切な対応を図る。</p> <p>工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、東京都教育委員会、港区教育委員会へ速滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。考えられたら、本事業の美観により、「埋蔵文化財」の保存に支障が生じないと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、高層の建物を中心に、低層から超高層の建物が混在する地域となっている。したがって、既に建築物によって視野が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は最大でも虎の門病院(新)の地点の6.6%である。さらに圧迫感の軽減のために、植栽を配する等の景観上の配慮を行う計画である。以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考ええる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近隣域においては、計画地東側に位置する虎ノ門ヒルズと併せて、都市的な景観要素の一部となるものと予測する。中景域においては、計画建築物は高層建築物として認識されるが、都市的な景観要素の一部となり、虎ノ門ヒルズ等の周辺の高層建築物と調和するものと予測する。遠景域においては、計画建築物がわずかに眺望できるが、スカイラインの変化は少なく、既存の高層建築物群と調和するものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「都市、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」「次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい品格ある街並みを創出する」を満足するものと考ええる。</p>
7. 史跡・文化財	<p>工事の施行中</p>

注) 虎の門病院は建て替えが計画されており、旧病院の南西側の国立印刷局跡地に新病院(以下「虎の門病院(新)」)という、が平成31年に竣工する予定である。

●東京都告示第千五百六十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第三十二条第一項の規定に基づき、東京都市計画道路幹線街路環状第四号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業について、特例環境配慮書に係る見解書の提出があったので、同条第二項において準用する同条例第十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

東京都市計画道路幹線街路環状第四号線(港区港南一丁目～同区白金台三丁目間)建設事業

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

本計画は、東京都市計画道路幹線街路環状第四号線(以下「環状第四号線」という。)のうち、港区高輪三丁目の起点から港区白金台三丁目までの区間に加え、起点を港区港南三丁目まで変更(環状第四号線の延伸)する都市計画変更を前提とし、このうち港区港南一丁目から港区白金台三丁目までの約二・一キロメートルの区間において、平面構造及び橋りょう構造により、本線往復四車線の道路を整備するものである。